

公立大学法人下関市立大学事務職員職名規程

令和6年3月27日

規程第18号

改正 令和7年2月26日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成19年規則第3号）、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成19年規則第4号）、公立大学法人下関市立大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（令和5年規則第8号）及び公立大学法人下関市立大学再雇用職員就業規則（令和元年規則第7号）に規定する事務職員の職名を定めるものとする。

(職名)

第2条 事務職員の職名は、別表のとおりとする。

(その他)

第3条 前条の規定にかかわらず、業務上の必要がある場合は、職務内容を考慮し、別に事務職員の職名を定めることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月26日規程第3号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

組織上の職名
事務局長 局次長 副機構長 部長 館長 センター長 部次長 館長補佐 センター長補佐課長 キャリアセンター長補佐 主幹 出納管理者 課長補佐 主査 主任 職員
業務上の職名
理事長補佐 学長補佐 技術専門監 看護師 学生相談員 キャリア支援専門官 留学生担当専門官 入試担当専門官 広報担当専門官

備考 この表において、「組織上の職名」とは理事長が給与の基準に関して別に定める職に相当する職名をいい、「業務上の職名」とは組織上の職名以外の職名で、業務の実施のために置かれるものをいう。